

**保護預り約款
新旧対照表**

下線部分変更

変更前	変更後
(保護預り証券の保管方法及び保管場所) 第3条 (省略) ① (省略) ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。 ③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。なお、受益証券は受託会社において、混蔵して保管することがあります。 ④ (省略) (混蔵保管等に関する同意事項) 第4条 前条の規定により<u>混蔵</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ①～② (省略) ③お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行会社が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、当該発行者が<u>清算</u>終了の登記を行った場合、その他当該株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第37条の10の2に掲げる事実が発生した場合は、当社はあらかじめ当社が定める日までにお客様からの返還のご請求がない限り、当該預託株券を破棄すること。 (混蔵保管中の債券の<u>抽せん</u>償還が行われた場合の取扱い) 第5条 <u>混蔵</u>して保管している債券が<u>抽せん</u>償還に<u>当せん</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。	(保護預り証券の保管方法及び保管場所) 第3条 (現行どおり) ① (現行どおり) ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。 ③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。 ④ (現行どおり) (混合保管等に関する同意事項) 第4条 前条の規定により<u>混合</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ④ ～② (現行どおり) ③お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行会社が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、当該発行者が<u>清算</u>終了の登記を行った場合、その他当該株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第37条の10の2に掲げる事実が発生した場合は、当社はあらかじめ当社が定める日までにお客様からの返還のご請求がない限り、当該預託株券を破棄すること。 (混合保管中の債券の<u>抽選</u>償還が行われた場合の取扱い) 第5条 <u>混合</u>して保管している債券が<u>抽選</u>償還に<u>当選</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

変更前	変更後
(お客様への連絡事項) 第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。 ①名義書換又は提供を要する場合には、その期日 ②<u>混蔵</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額 ③～④ (省略) 2 取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客様相談室に直接ご連絡ください。 3 (省略) 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第1項第2号イ及びニからへまでに掲げる事項並びに同号チに掲げる事項(手数料に限りま<u>す</u>)を除きます)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①～② (省略) (償還金等の代理受領) 第11条 保護預り証券の償還金(<u>混蔵</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。 (届出事項の変更手続き) 第14条 お届出事項を変更(<u>印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます</u>)なされるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載し、<u>お届出印鑑に符合する陰影を押なつてご提</u>	(お客様への連絡事項) 第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。 ①名義書換又は提供を要する場合には、その期日 ②<u>混合</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額 ③～④ (現行どおり) 2 <u>残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客様相談室に直接ご連絡ください。</u> 3 (現行どおり) 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第1項第2号イ及びニからへまでに掲げる事項並びに同号チに掲げる事項(手数料に限りま<u>す</u>))については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①～② (現行どおり) (償還金等の代理受領) 第11条 保護預り証券の償還金(<u>混合</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。 (届出事項の変更手続き) 第14条 お届出事項を変更なされるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載し<u>お手続き</u>ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご

変更前	変更後
出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。 2 <u>印鑑を喪失されたため</u>お届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載し、提出してください。 3 ～ 4 （省略） （解 約） 第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ① （省略） ②お取引及び保護預り証券の<u>お預り</u>残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合 ③お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき ④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た<u>とき</u> ⑤～⑥ （省略） （公示催告等の調査等の免除） 第 18 条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。	提示願うこと等があります。 2 お届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載し、提出してください。 3 ～ 4 （現行どおり） （解 約） 第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ① （現行どおり） ②お取引及び保護預り証券の残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した<u>場合</u> ③お客様が口座開設<u>申込</u>時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき ④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合 ⑤～⑥ （現行どおり） （公示催告等の調査等の免除） 第 18 条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。 （2021 年 11 月改定）